

Weekly Report

第 773 号

令和6年11月25日

退職手当等に係る課税の取扱い

来年度税制改正に向けた議論が始まり、以前から検討課題とされていた退職金課税の見直しについても取り上げられています。

◆退職所得控除を差し引いた額の1/2に課税

退職時に会社から支払いを受けた退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであるため、税金の取扱いが優遇されており、課税される退職所得金額は退職手当等の金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いた額の1/2で、他の所得と分離して課税します【退職所得＝（退職手当等－退職所得控除額）×1/2】。

退職手当等から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数20年まで1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円となり、例えば、勤続年数30年の退職所得控除額は1500万円です（勤続年数に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げ）。

◆「特定役員退職手当等」や「短期退職手当等」

退職手当等の取扱いは上記のとおりですが、「特定役員退職手当等」や「短期退職手当等」に該当する場合の退職所得は計算方法が異なります。

◎特定役員退職手当等……役員等として勤務した期間が5年以下の方が役員等勤続年数に対応する退職手当等の支払を受けた場合、退職所得は退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額となり、1/2課税は適用されません。

◎短期退職手当等……役員等以外の者として勤務した期間が5年以下の方が短期勤続年数に対応する退職手当等を受けた場合、退職所得は退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分について1/2課税は適用されません。

書面申告書等の控えへの收受日付印が廃止

国税庁では、e-Taxの利用率向上（令和5年度は所得税申告で69.3%、法人税申告で86.2%）や税務行政のDXの進捗も踏まえ、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

そのため、申告書等を窓口を持参又は郵送する場合は正本のみを提出します。なお、当分の間の対応として申告書等を收受した日付や税務署名を記載したリーフレットを希望者に交付します（郵送の場合は切手を貼付した返信用封筒が必要）。

この見直しに伴い、金融機関や行政機関等には「各種の事務で收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを周知しています。

マイナ保険証と資格確認書は両方持てる？

来月2日から、「マイナ保険証」が基本（現行の健康保険証は最大1年間、使用可能）となり、マイナ保険証を保有しない方には順次「資格確認書」が申請によらず交付されます。

資格確認書の交付は、*マイナカードを取得していない方、*マイナカードを取得しているが健康保険証利用登録をしていない方、*マイナ保険証の利用登録を解除した方などが対象となり、マイナ保険証を保有しているが利用する意向がないため資格確認書を希望する方は対象外となります。